

議第5号議案

横浜市子供を虐待から守る条例の一部改正

横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

横浜市会議員

青木亮祐	東みちよ	伊波俊之助
磯部圭太	大桑正貴	梶村充
鴨志田啓介	川口広	草間剛
黒川勝	小松範昭	興石且子
佐藤茂	佐藤祐文	斉藤達也
酒井誠	清水富雄	渋谷健
鈴木太郎	瀬之間康浩	関勝則
田野井一雄	高橋のりみ	長谷川琢磨
福地茂	伏見幸枝	藤代哲夫
古川直季	松本研	山下正人
山田一誠	山本たかし	遊佐大輔
横山正人	横山勇太郎	渡邊忠則
安西英俊	尾崎太	加藤広人
木内秀一	行田朝仁	久保和弘
源波正保	斉藤伸一	斎藤真二
高橋正治	竹内康洋	竹野内猛
中島光徳	仁田昌寿	福島直子
望月康弘		

横浜市条例（番号）

横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例

横浜市子供を虐待から守る条例（平成26年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「医療機関」の次に「、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。））」を、「弁護士」の次に「、配偶者暴力相談支援センターの職員」を加え、同条に次の1号を加える。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

第3条第1項中「虐待が」を「虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、」に改め、「とともに、虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同条第2項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、「一人一人が」を「が一人の人間として」に改める。

第4条第1項から第4項までの規定中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同条第7項第1号中「の準備」を「に必要な知識及び命の大切さ」に改め、同項第3号中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、同項に次の3号を加え、同項を同条第9項とする。

- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

第4条第6項の次に次の2項を加える。

- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供

の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

第5条第1項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第6条第1項中「子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えて」を「体罰その他の子供の品位を傷つける行為をして」に改め、同条第2項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第7条第1項中「虐待」の次に「及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加える。

第8条第2項中「及び虐待」を「並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改め、同条第3項中「又は虐待」の次に「若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為」を加え、「及び虐待」を「並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改める。

第9条第2項中「転居（）」を「転出（）」に、「第23条」を「第15条の3第1項」に、「転居を」を「転出を」に、「転出（）」を「転居（）」に、「第24条」を「第23条」に、「転出を」を「転居を」に、「転居先」を「転出先」に、「転出先」を「転居先」に改める。

第14条中「子供の虐待」を「虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

児童虐待の防止等に関する法律等の改正の趣旨を踏まえ、体罰その他の子供の品位を傷つける行為を禁止する規定を設けるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市子供を虐待から守る条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。

（第5号省略）

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人權を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

(第5項及び第6項省略)

7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さの準備
(第2号省略)
- (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
(第4号及び第5号省略)
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響
(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行っていない、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をして
子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

(第3項から第6項まで省略)

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 (第1項省略)

2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 (第1項省略)

2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の3第1項に規定する転出をいう。)又は転居(同法第23条に規定する転居をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。